

# 専用水道のしおり

令和 7 年 12 月

飯塚市企業局上水道課

## は じ め に

専用水道の設置者におかれましては、日頃から本市の水道事業にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

飯塚市企業局では、専用水道を管理される皆様へ向けて「専用水道のしおり」を作成しました。

水道は、私たちの生活に必要なものですが、施設や水質の異常を放置すると、断水や健康被害の発生といった重大事故につながります。

この冊子を手元に置かれ、諸手続や日常管理業務の参考としていただければ幸いです。

飯塚市企業局 上水道課

# 目 次

## ◎専用水道について

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 専用水道とは        | 6 水道技術管理者の資格    |
| 2 専用水道と企業局の水道事業 | 7 立入検査への対応      |
| 3 専用水道の「設置者」    | 8 各種調査への対応      |
| 4 設置者の責務        | 9 法令違反時の行政処分・罰則 |
| 5 水道技術管理者の任務    |                 |

## ◎維持管理について

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 10 給水の衛生対策      | 15 職員の健康診断    |
| 11 水質検査         | 16 改善指導を受けたとき |
| 12 水質検査を行う際の留意点 | 17 危機管理マニュアル  |
| 13 水質に異常を生じたとき  | 18 文書・資料等の管理  |
| 14 施設に異常を生じたとき  |               |

## ◎行政手続きについて

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 19 確認申請         | 22 業務の委託    |
| 20 工事後の給水再開     | 23 専用水道の休廃止 |
| 21 設置者の名称・住所の変更 |             |

## ◎用語解説

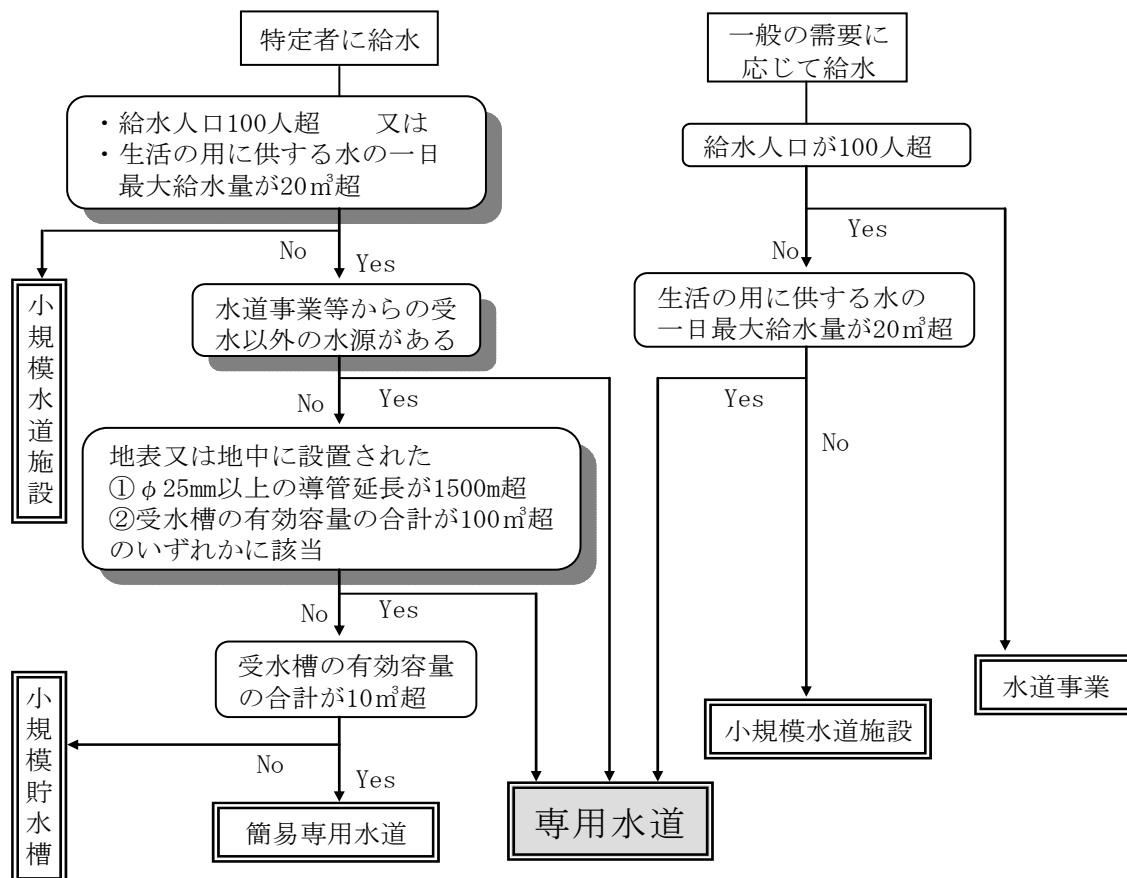
# 1 専用水道とは

●専用水道とは、自家用水道のうち次のいずれかの要件を満たす水道施設として水道法で定義されています。

- ① 給水人口が100人を超える
- ② 計画給水量のうち、生活の用に供するものが日量20m<sup>3</sup>を超える

●ただし、上記の要件を満たしても、次のA～Cの3要件すべてに当てはまるものは専用水道の範囲から除かれます。（下記のフローチャートで判定できます）

- A 企業局から供給を受ける水のみを水源としている。
- B 地表又は地中にある口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下
- C 地表又は地中にある貯水槽の有効容量の合計が100m<sup>3</sup>以下



●給水人口や給水量の縮小により施設が専用水道の要件を満たさなくなる場合は、飯塚市企業局上水道課（TEL0948-96-8619）に連絡してください。

## 2 専用水道と企業局の水道事業

●飯塚市企業局の水道事業は利用者を限定しませんが、専用水道は特定の人(※)が「専ら」使用する目的で作られた水道です。

※ 施設に居住する人のほか、施設の利用者、設置者が特に認めた人など

●水道事業との違いについては、下表のようになります。

	水道事業	専用水道
設置目的 給水対象	・自治体等が、事業区域内に居住する人の要望に応じて給水を行うもの	・事業者等が、自分とその関係者の使用を前提に設置するもので、一般の需要に応じて給水する水道事業の概念に当てはまらないもの
責任主体	・事業を経営する自治体等	・施設の設置者
水道料金	・自治体の条例に定める料金を徴収し、事業収入とする	・料金は、徴収してもしなくても良い ・飯塚市企業局から給水を受ける場合は、飯塚市企業局に受水分の料金を支払う
給水義務	・平常時の給水義務を負う	・給水義務はない
施設の 維持管理 義務	・施設基準及び維持管理に係る条文が全て適用される ・管理主体は水道事業者 ・水道技術管理者を置く ・技術上の業務委託が可能	・施設基準及び維持管理に係る条文のほとんどが適用される ・管理主体は施設の設置者 ・水道技術管理者を置く ・技術上の業務の委託が可能
水質検査 の義務	・水質基準が適用される (定期及び臨時の水質検査) ・水質検査計画の策定、公表 ・需要者の求めに応じた検査	・水質基準が適用される (定期及び臨時の水質検査) ・水質検査計画の策定
設置及び 変更の 手続き	・事業認可申請 ・廃止許可申請	・工事着手前の確認申請(新設、増築、改造いずれの際も必要) ※廃止の際の許可申請は不要
監督機関	・国又は県	・県又は市 ・県の事務を移譲されている町の場合は町

●専用水道施設や水質の維持管理に関しては、水道事業とほぼ同等の水準が要求され、水道技術管理者を任命して管理に従事させなければなりません。

### 3 専用水道の「設置者」

●水道法では、専用水道の管理責任は「設置者」が負うとされています。また、水道法には設置者の義務違反に対する罰則についても併せて規定されています。これは、専用水道は給水人口が100人を超える、又は、計画給水量のうち、生活の用に供するものが日量20m<sup>3</sup>を超えるため、汚染事故等が公衆衛生上大きな問題につながるためです。

●水道法において設置者の定義はありませんが、企業局では施設の所有権、運転管理及び業務委託の状況を勘案して、①②のいずれが設置者かを判断します。

- ①(設置・購入・譲渡などにより)施設を所有している者
- ②施設の維持管理に関し、全般的な権限を有している者

## 4 設置者の責務

●水道法において設置者の義務とされているものは、次のとおりです。

	内容	備考
水道技術管理者の任命	水道技術管理者を任命して水道法に定める技術上の業務を遂行させる。	水道技術管理者は施設の運転管理に係る最高責任者であるため、有資格者を任命し業務遂行に必要な権限を与えること。
業務委託の届出	他者に(その責任も含めて)業務委託する場合に、企業局(担当課)に届け出る。	責任が委託側に残る場合は、水道法でいう業務委託に該当しない。
設置者変更の届出	設置者の住所及び氏名(法人や組合では、その名称、主たる事務所の住所及び代表者の氏名)が変更された場合に企業局(担当課)に届け出る。	施設が承継される場合には、承継者が届け出る。
確認申請	施設を新設、既存施設を増築・改造する場合には、工事の着手前に必要書類を付記して企業局(担当課)に申請し、確認を受ける。	確認を受けなければ工事に着手できない。
給水開始の届出	(工事完了後の)給水開始の予定日等を事前に企業局(担当課)に届け出る。	施設及び水質に係る検査書類、図面等を添付する。
企業局(担当課)への報告	施設の管理(改善)状況について企業局(担当課)から報告を求められた場合、期日までに回答する。	各種調査依頼における調査票についても同様。

## 5 水道技術管理者の任務

- 水道技術管理者は、設置者の任務を受けて、水道法上の技術上の業務（下表）に従事し、及びこれらの事務に従事する職員を監督しなければなりません。

技術上の業務	説明
水道施設の施設基準適合検査	水道施設に損壊がなく、本来の機能が維持されていることの恒常的な確認
給水開始前の水質検査及び施設検査	工事が適正に完了していること、給水前の水質が水質基準に適合していることの確認
水質検査	定期検査の実施と水質が正常であることの確認、水質異常時における臨時検査の実施
職員の健康診断	施設管理に従事する職員が伝染病に罹患していないことの確認
衛生上の措置	施設の清掃及び施設内の清潔保持、給水の塩素消毒
給水の緊急停止	水質異常を把握した際の給水停止措置と関係者への周知

- 水道技術管理者は、上記の業務を他者に行わせる場合であっても、業務の実施状況を常に把握できるようにしてください。
- 上記の業務をすべて外部者に委託した場合は、委託者側は水道技術管理者を置かなくても良くなります。ただし、業務の一部を委託する場合は、委託者、受託者双方が水道技術管理者を任命することになります。
- 企業局の立入検査の際は、水道技術管理者が施設の管理状況を説明してください。

## 6 水道技術管理者の資格

●水道技術管理者は、施設の管理全般に係る知識が求められることから、下表に該当する者にのみ資格が与えられます。役職は問われませんが、任命する際は、業務遂行に必要な権限をえてください。

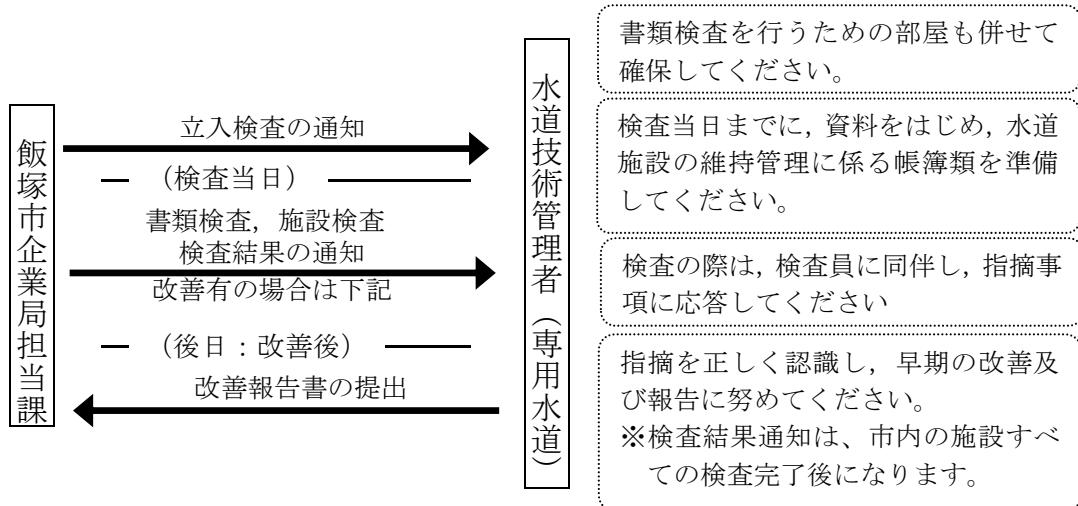
水道技術管理者の資格要件 (令第7条)	分類	土木工学	土木工学以外の 工学、理学、農学、 医学、薬学に関する 学科目又はこれらに 相当する学科目	工学、理学、農学、 医学、薬学に関する 学科目並びにこれらに 相当する学科目以外の 学科目
① 大学卒業 <短期大学を除く>		3年以上	4年以上	5年以上
② 短期大学卒業・高等専門 学校卒業・専門職大学前 期課程修了		5年以上	6年以上	7年以上
③ 高等学校卒業、中等教育 学校卒業		7年以上	8年以上	9年以上
④ 水道に関する技術上の 実務経験のみ		-----	-----	10年以上
⑤ 技術士 上下水道部門 2次試験合格		上水道及び工業用水道を選択	1年以上	
⑥ 1級土木施工管理技士 2次検定合格			3年以上	
⑦ 国土交通大臣の登録を 受けたもの(日本水道協 会)が行う登録講習の課 程を修了			不要	
※給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m <sup>3</sup> 以下の水道用水道供給事業(原則、法第46条第1項に規定する知事認可)、簡易水道事業1万m <sup>3</sup> /日以下の専用水道の場合は必要年数の半分				

- 「水道に関する技術上の業務」は、水道技術管理者の下で行う業務であれば、その内容は問いません。(採水、検査、施工、修繕、点検、給水装置工事など)
- 管理のやり方の継承、有資格者保持のため、水道技術管理者以外の者もある程度従事させる形が望ましいと言えます。

## 7 立入検査への対応

●立入検査は、各施設における水道法の遵守状況を確認する目的で行われます。検査の頻度や方法は、状況によって異なります。通常、企業局では年1回行っています。(施設、水質等の不具合な場合を除く)

●立入検査は、次の流れで行われます。  
立会者（水道技術管理者及び関係職員）のスケジュールを確保してください。



●書類検査では以下の書類の内容及び整理状況をチェックします。  
当日確認できなかった書類等については、後日提出を求める場合があります。

- ・水質検査に関する書類（毎日の給水栓、毎月・3ヶ月の水質検査記録）
- ・水質検査計画書（年度当初迄に企業局へ提出）
- ・関係職員の健康診断書（6ヶ月に1回）
- ・貯水槽の清掃記録
- ・設備の保守点検記録

●施設検査では、施設の運転管理の状況を見て回るとともに、施設管理状況等をチェックします。

## 8 各種調査への対応

●専用水道施設の状況については、毎年、国が調査を行っており、調査が必要な場合は企業局の担当課から皆様に調査票を送付し、回答をお願いしています。

●現在、定期的に実施されている調査は、次の2つです。

①水道統計調査（8～9月頃）

⇒ 水道施設の箇所数、給水人口、給水量、水源・浄水方法の種別などを把握するための調査。

②水道水質関連調査（7～8月頃）

⇒ 水質事故・施設事故の発生状況、クリプトスボリジウム対策などを把握するための調査

●このほか、自然災害（地震、豪雨など）による被害が広域に及ぶ場合、水道施設の被害の有無や程度を聴取することがありますので、回答をお願いします。

●いずれの調査にも共通する注意点は、次のとおりです。

・期限内に回答してください。

・担当課が指定する時点（○年○月○日）での内容を回答してください。

・回答前に、内容に誤りがないか十分確認してください。

・調査票への記入方法が分からぬ場合は、担当課に必ず確認してください。

## 9 法令違反時の行政処分

●施設の適正性を確保するため、水道法には次の行政処分が定められています。

名称	処分の内容	備考
① 施設の改善指示	立入検査で施設基準の不適合が見つかり、人の健康を守るために緊急の措置が必要な場合に、期間を定めて改善を指示する。	改善までの間の措置も含まれる。
② 水道技術管理者の変更勧告	水道技術管理者が改善指導に従わない場合に警告を発し、警告にも関わらず職務を怠る場合は交代を勧告する。	
③ 給水停止命令	勧告にも関わらず水道技術管理者の変更がなされず、給水継続により利用者の利益が阻害される場合に、給水を止めさせる。	命令に違反した場合、罰則の対象となる。

●行政処分は、皆様方の信用失墜はもとより、給水の安全と安定を損なうことにつながるので、担当課に指導を受けた段階で速やかに改善措置を講じてください。

なお、②又は③の処分を受けた場合には、次の権利が認められています。

●水道技術管理者を変更するよう警告を受けた場合、事実関係の相違や、職務を履行しない理由がある時は、担当課の指定する期日までに弁明書を提出することができます。

また、変更勧告を受けた場合には、同様に理由書を提出することができます。

## 10 給水の衛生対策

●給水の衛生確保のため、水道技術管理者が実施すべきことは次の4つです。

- ① 水質検査、② 職員の健康診断、③ 施設の清潔保持
- ④ 塩素による給水の消毒

●このうち③については、人畜による汚染を防止するため、施設を施錠して柵を設けるほか、「立入禁止」の表札を掲げるなどして注意を喚起してください。

また、施設の定期的な清掃に努めるとともに、し尿、ごみ、その他不要なものを施設の近辺に放置しないようにし、薬剤・油類などは汚染の原因となるので水に混入しない形で保管してください。

●④については、水中の病原生物を確実に殺菌するためにも、給水栓における遊離残留塩素（又は結合残留塩素）の濃度が下表の値以上となるよう消毒してください。

	遊離残留塩素	結合残留塩素
通常の場合	0.1 mg/L 以上	0.4 mg/L 以上
水源付近又は上流域で消化器系の伝染病が発生している場合		
洪水・渇水明け、浄水操作等の異常、近隣工事に伴う水の汚染により、浄水中の生物など(※)の急増が疑われるとき	0.2 mg/L 以上	1.5 mg/L 以上
断水後に給水を再開させるとき		

※ 一般細菌、大腸菌、硝酸態及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、TOC（全有機炭素）、濁度、色度、味、臭い

●消毒に用いる塩素剤は、「水道用」の高純度次亜塩素酸ナトリウム液を使用してください。清掃用など他の目的で販売されているものは、塩素酸などの不純物により水が汚染されるので、使わないでください。

●次亜塩素酸ナトリウム液は、高温、多湿、光が原因で時間の経過とともに有効塩素濃度が減少し不純物が増加するため、温度管理のできる冷暗所に保管し、購入後なるべく一ヶ月以内に使い切るようにしてください。

また、有毒ガスを発生するおそれがあるので換気設備のある場所に保管し、酸類の近くに置かないでください。

## 11 水質検査

●専用水道により供給される水は、飲用や生活用の様々な用途で使用されることから、下表の要件を満たさなければならないとされています。

- ・病原生物に汚染され、又は汚染を疑わせる生物や物質を含まないこと。
- ・シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- ・銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質を、許容量を越えて含まないこと。
- ・異常な酸性又はアルカリ性を示さないこと。
- ・(消毒によるもの以外の)異常な臭味がないこと。
- ・外観はほとんど無色透明であること。

●水道技術管理者は、供給する水について次の検査を実施し、検査結果をその実施日から5年間保管しなければなりません。

	検査項目	摘要
① 毎日検査	色、濁り及び 残留塩素の有無	色及び濁りについては目視で、残留塩素については計器 又は検査試薬を使用して存在を確認する。 休祝日も欠かさず行う。
② 定期検査	水質基準51項目 (※注: R8.4.1より 52項目)	登録検査機関に委託して行う。 水質検査計画に定める内容で実施する。
	クリプトスボリジウム等及びその指標菌	(クリプト等及び指標菌は、国の指針に従う。)
③ 臨時検査	上記②のうちの 必要な項目	水質に異常があった場合に、登録検査機関に委託して行 う。 実施方法や委託先も水質検査計画に定めておく。

●特に①の毎日検査は重要で、異常な色や濁り、残留塩素の不検出(0.1mg/L未満)が確認されれば、直ちに給水を停止して必要な対策を講じてください。

また、色及び濁りの検査には清浄された透明な容器を使用し、残留塩素の測定器は定期的に点検・校正してください。

●②の定期検査で異常(水質基準値の超過やクリプトスボリジウム等の検出)が認められれば、検査機関から緊急に連絡があるので、担当課に報告・相談した上でその指導に従ってください。

※注…R8.4.1より、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の追加

## 12 水質検査を行う際の留意点

●水質検査の実施前（当該年度当初迄）に、次の事項を記した水質検査計画を策定しなければなりません。

- ・水質管理において留意すべき事項
- ・定期検査を実施する項目、採水場所、検査回数及びその理由
- ・検査を省略する項目について、その理由
- ・臨時の水質検査に係る事項（委託先、実施する場合など）
- ・水質検査の委託の内容（委託先及び期間など）
- ・水質検査の実施に際し配慮すべき事項

●水質検査は、国登録を受けた機関に委託して行うこととされています。委託契約は書面で行い、次の事項を契約書に明記するとともに、契約終了日から5年間保管しなければなりません。

- ・検査を委託する項目及び、これらの項目に係る検査の実施時期及び回数
- ・委託に係る料金
- ・試料の採取及び運搬方法（受託者が行う場合）
- ・水質検査結果の根拠となる資料（受託者が委託者に渡すもの）
- ・臨時の水質検査を含めるか否か（含めない場合は、他機関との契約が必要）

※ 水質検査結果の根拠資料は、検査成績書に記載の項目を実際に検査した際の日時、検査者名、検出信号、検量線などが記載された出力データを言います。

●委託先を選定する際は、次のことに気をつけてください。

- ・所在地や運送手段を考慮し、試料を速やかに搬入できる機関とする。
- ・入札機関に対し、検査の信頼性確保に係る取組状況と委託料金の積算根拠について十分な説明を求める。
- ・料金が突出して安い検査機関がある場合、その検査が公定法に則って実施されているか確認し、疑義のある場合には契約しない。

## 13 水質に異常を生じたとき

●水質に異常を生じた場合（下表）は、直ちに担当課に報告するとともに、所要の措置を講じなければなりません。（水源水質に異常が生じ、浄水処理後も水質基準値を超過するおそれがある場合も同様です。）

また、いずれの場合にも、臨時の水質検査を行って水質の状況を確認しつつ、担当課からの指導も踏まえて対応してください。

分類	具体的な状況	対応
水質基準項目の No.1～31 について基準超過が継続すると見込まれるとき	浄水場以降の水が病原生物や有害物質で汚染されている（又はその疑いがある）とき 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如により消毒ができないとき 水道管以外の管に誤って接続されていることが判明したとき	<b>【緊急】</b> 取水及び給水の停止 関係者に状況を周知
水源の水に異常があり、水質基準項目の No.1～31 について基準超過が見込まれるとき	不明の原因により色及び濁りに著しい変化を生じたとき 臭気及び味に著しい変化が生じたとき 魚が死んで多数浮上したとき 塩素消毒のみで給水する水道において、水源にごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見したとき	<b>【緊急】</b> 取水の停止 関係者に状況を周知
水質基準項目の No.32～51 について基準超過が継続すると見込まれるとき	水質基準の超過により、生活利用上又は施設管理上の障害が生じるおそれのあるとき	原因究明に着手 低減化対策の実施
その他	水源からクリプトスボリジウム等が検出されたとき 浄水からクリプトスボリジウム等が検出されたとき 水道施設の水中から不審物が発見されたとき	検査日前後の浄水濁度の確認 <b>【緊急】</b> 給水の停止 関係者に状況を周知

●水質異常の発生と並行して、給水を受ける人に嘔吐・下痢など食中毒の症状が見られる場合は、そのことも含めて報告してください。

## 14 施設に異常を生じたとき

●水道施設に異常が生じれば、清浄な水を安定して供給することができなくなるおそれがあります。

このため、平常時から各施設に異常（破損、劣化、故障、誤作動など）がないか、検査帳簿を作成するなどして確認してください。

施設の区分		異常の例
水源	(表流水)	取水門の破損、ごみの滞留
	(伏流水)	取水部分の目詰まり、埋設管の破損
	(井戸)	取水部分の目詰まり、揚水量の著しい低下
浄水施設	(急速ろ過)	ろ過砂の劣化、凝集剤注入設備の故障・誤作動
	(緩速ろ過)	ろ過池の劣化・洗浄不備、ろ過面の不均一、ろ過速度の過大、ろ過砂の劣化
	(膜ろ過)	ろ過膜の劣化・洗浄不備
	(紫外線照射)	紫外線ランプの劣化・不点灯、照度計の整備不良
消毒施設		塩素注入ポンプ（及び予備ポンプ）の故障、塩素剤の枯渇、注入チューブの目詰まり
電気設備		落雷などによる停電、発電機の故障、制御システムの誤作動
導水・送水・配水管路		漏水、劣化
配水（貯水）槽		外壁や各部分の劣化、水槽内での藻類の発生
計器類（pH計、濁度計、残留塩素計）		定期点検（較正）の未実施による計器の故障、誤作動、不正表示

●特に、塩素注入機が停止（故障）した場合は、給水の水質が人の健康を害するおそれがあることから、施設が復旧するまでの間、給水を停止してください。

●膜ろ過や紫外線照射などで使用する消耗品については、そのメンテナンス方法や耐用期限を製造元に確認の上、適切な時期に交換してください。

●施設の異常により断水が発生した場合は、速やかに担当課に連絡してください。

また、自然災害などで広域的な被害が発生した場合は、担当課が施設の被害状況について聴取することができますので、回答してください。

## 15 職員の健康診断

●水道技術管理者は、水道施設の管理業務に従事するすべての職員に定期及び臨時の健康診断（下表）を受けさせ、検診記録を保管しなければなりません。

	定期検診	臨時検診
検診頻度	6ヶ月に1回以上 ただし、臨時検診を行った月においては実施しなくて良い。	職員から患者又は保菌者が出た場合 又は 伝染病(感染症)が発生し、職員が罹患するおそれがある場合
検診項目	「赤痢」「腸チフス」「パラチフス」を基本に、必要に応じて「コレラ」「赤痢アメーバ」「サルモネラ」「腸管出血性大腸菌」を加える。	罹患者が発生又はそのおそれのある菌について、罹患(保菌)者以外も含めて実施する。
検診記録の保管期間	検査日から1年	検査日から1年

●検診は、基本的に便を対象として行い、必要に応じて尿や血液を対象とします。

検診機関については、上記項目の検査を実施できる機関であれば構いません。

●検診記録は、検診機関が発行する次の事項が記述された文書を言います。

検診日、検診者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師の氏名、  
検査成績（陽・陰）、検査場所

●この検診は、労働安全衛生法に定めるものとは別に行わなければなりませんが、他法令に基づいて上記に相当する検査を行った場合は、その結果で代用できます。

## 16 改善指導を受けたとき

- 施設への立入検査で次のような水道法への違反が判明した場合、担当課から改善指導を行います。
  - ・専用水道設置者の義務の不履行
  - ・水道技術管理者の任務の不履行
  - ・施設や水質の異常
- 指導を受けた場合は速やかに改善に着手し、対応終了後は、担当課の指示に従って図面、写真、報告書などにより改善状況を報告してください。  
また、早期の改善が難しい場合は、担当課から当面の措置について指導を受け、これに従ってください。
- 度重なる指導にも関わらず状況が改善しない場合は、行政処分の対象となります。
- 改善報告の際に提出した報告書（資料）の写しは、紛失しないよう管理してください。

## 17 危機管理マニュアル

- 専用水道における典型的な危機が、断水と、給水の水質異常です。

断水は、居住者の生活を困難なものとするほか、事業活動にも深刻な影響を与えますし、給水の水質異常は、食中毒や感染症に繋がるおそれがあります。

- 危機の要因は下表に示すとおり様々ですが、このうち、特に発生する可能性の高い「風水害等による施設の破損・停電」「水源水質の異常」については対応マニュアルを策定してください。

分類	区分	危機の原因となる事象
施設の損壊	自然災害	地震、津波、風水害、落雷、豪雪、地すべり、崩落等の異なる自然現象
	火災	水道施設内外での火災
	事故	老朽化、第三者による加害など
施設の停止		停電や故障、ネットワーク途絶等による取水・送水等の停止
取水停止	水源の汚染	油、汚水、薬品類、廃棄物等の水源への流出
	原水水質の異常	降雨等による高濁度の継続、フィッシュモニターの異常な変動
	自然災害	渇水
給水停止 又は 給水制限	浄水の汚染又は そのおそれ	水道用薬品等の誤注入・漏洩、浄水池以降の汚物混入、消毒用設備その他計測用機器の作動不良、管の誤接合など
	浄水水質の異常	水質基準値の超過、クリプトスパロジウム等の検出など

- マニュアルには、危機の種類、緊急時の連絡網、水道技術管理者の役割、応急給水方法、復旧対応、外部の連絡先（担当課を含む）を具体的に記述し、作成後は施設の運転管理に係る全員で確認してください。

- マニュアルは、水道施設が被災しても閲覧可能な場所に施設図面とともに保管し、施設や管理体制、連絡先に変更があれば、その都度内容を修正してください。

## 18 文書・資料等の管理

- 企業局からの通知文書や水道施設関係の資料（下表）は適正に管理し、立入検査の際に企業局検査員の求めに応じて開示してください。

文書の種別	説明
担当課からの通知文書	水道法の変更や、維持管理の適正に係る事項が記載されています。 通知内容の理解に努めるとともに、不明な点があればすぐに確認してください。 また、文書の再発行はできないので無くさないでください。
専用水道改善指示書	立入検査において改善が必要な箇所を記載した書面です。 通知と同様に再発行できないので、無くさないでください。
提出文書の写し	担当課に対して提出した申請書、届出書及び報告書（及び添付書類）です。 2部作成し1部を提出、1部を手元に置くようにしてください。 ・確認申請書 ・届出書（設置者（代表者）又は事務所所在地の変更、給水開始、業務の委託） 【給水開始届に添付の施設検査書及び水質検査書は、検査日から5年保管】 ・報告書（改善指導に伴うもの、調査に対し回答したもの）
水質検査の契約書	向こう1年間の定期及び臨時の水質検査について、委託先（登録検査機関）と締結した書面です。【契約終了日から5年間保管】
水質検査計画	向こう1年間の定期及び臨時の水質検査の内容（検査頻度、採水場所、検査項目など）を記載した書面です。
水質検査成績書	登録検査機関から送付される定期及び臨時の水質検査の結果を記した書面と、その根拠となる資料です。【水質検査の実施日から5年間保管】
職員の健康診断書	水道施設の維持管理に係る全職員について、水系感染症等の罹患の有無を記載した書面です。【検査の実施日から1年間保管】
危機管理マニュアル	地震、風水害、水質異常などにより水道施設が被害を受けた場合の対応方法や、関係連絡先を記載した書面。
施設の図面	水道施設の位置、配置、構造、材質、機能に係る諸元を記載した書面です。 施設の設計又は竣工段階において、工事業者から入手してください。
施設の運転管理マニュアル	施設を運転管理する際の操作やメンテナンス方法について記載した書面です。 水道技術管理者以外の方が運転管理業務を行う場合、当該施設の取り出しやすい位置に保管してください。

- 保管年数が決められた資料は過去分も含め年数分を、行政文書は無期限に、その他は最新の資料の保管をお願いします。

- 施設の図面と危機管理マニュアルは、複写して分散保管するなど、万一の際に消失するがないようにしてください。

- 施設の図面は、緊急時の対応に不可欠ですので、必ず最新のものを作成・保持するようにしてください。

## 19 確認申請

●専用水道における布設工事(次の①②に該当するもの)は、飯塚市企業局の「確認」を受けてからないと工事に着手できません。

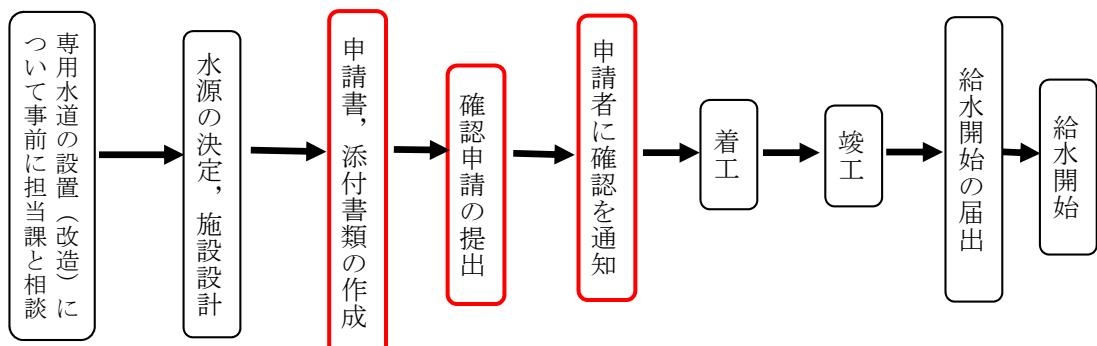
- ① 給水量、水源種別、取水地点又は浄水方法の変更のいずれかを伴う工事
- ② 沈殿池、ろ過池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模改造を伴う工事

●確認の際は、次の内容を記載した申請書に工事設計書と関係する図面などを添付し、飯塚市企業管理者あてに提出してください。(担当課へ提出)

の申請書記載	申請者の住所及び氏名 ※申請者が法人及び組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 専用水道施設の所在地
記載する工事設計書に内容	施設の一日最大給水量及び一日平均給水量 水源の種別及び取水地点 水源水量(取水量)の概算及び水質試験の結果 水道施設の概要 水道施設の位置(標高、水位を含む。)、規模及び構造 浄水方法 工事着手及び完了の予定年月日
その他及び図面の書類	給水人口を記載した書類 水の供給地域を記載した書類及び図面 水道施設の位置を明らかにする地図 水源及び浄水場周辺の概況を明らかにする地図 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図 導水・送水・配水に使用する主要管路の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

●確認の適否は、担当課から通知(「否」の場合は理由をつけて通知)されます。

### 専用水道の工事手続きに関する流れ



## 20 工事後の給水再開

●新設・増設・改造の布設工事が終了して給水を再開しようとする時は、前もって企業局(担当課へ)に届け出なければなりません。

●届出書には、次の書類を添付してください。

なお、これらの書類は検査日から5年間保管しなければなりません。

施設検査書	工事に伴う新設、増設又は改造施設及び、工事により影響を受ける施設(給水装置を含む)に関し、次の必要な項目について検査を行い、異常のないことを水道技術管理者が確認した書面。 <ul style="list-style-type: none"><li>・浄水及び消毒の能力</li><li>・流量、圧力、耐久力</li><li>・汚染ならびに漏水の有無</li></ul>
水質検査成績書	給水栓(又は水質を同じくする点)で採水した水が、水質基準に適合する旨を記載した検査成績書で、登録検査機関が発行したもの。

●いずれかの検査で不備が認められた場合は、改善措置を講じた後に再検査を実施し、適正であることを確認してから届け出してください。

●管路や施設の修繕など、布設工事に該当しない工事については、この届け出は必要ありません。

ただし、届出の義務がないだけですので、どのような工事であれ、工事後の清掃、消毒、水圧試験、施工確認、供給水の水質検査は、設置者の責任において必ず実施してください。

## 21 設置者の名称・住所の変更

- 専用水道の設置者又は管理事務所の所在地に変更を生じた場合は、速やかに企業局(担当課)に届け出なければなりません。
- 設置者が個人であれば改名・転居の際に、設置者が組合又は法人であれば次の場合に届け出が必要となります。
  - ① 社名（組合、団体名）の変更
  - ② 代表者氏名の変更
  - ③ 専用水道管理事務所の移転
- 上記の①②には水道施設の承継（譲渡）に伴うものも含まれますが、この場合は承継（譲渡）を受けた者が届け出こととなります。
- 上記③の事務所は、一般には代表者の勤務地ですが、水道技術管理者が勤務している施設が別にある場合は、いずれを事務所と見なすか担当課に相談してください。
- 届出の際に（変更後の）登記簿の写しなどを添付するか否かは、担当課に確認してください。

## 22 業務の委託

- 専用水道の技術上の業務（下表）をその責任も含めて他者に委託した場合は、速やかに担当課に届け出なければなりません。

技術上の業務	説明
水道施設の施設基準適合検査	水道施設に損壊がなく、本来の機能が維持されていることの恒常的な点検
給水開始前の水質検査及び施設検査	工事が適正に完了していること、給水前の水質が基準に適合していることの確認
★水質検査	定期検査の実施と水質が正常であることの確認、水質異常時における臨時検査の実施
職員の健康診断	施設管理に従事する職員が伝染病に罹患していないことの確認
衛生上の措置	施設の清掃及び施設内の清潔保持
給水の緊急停止	水質異常を把握した際の給水停止措置と関係者への周知

- ※ 上記業務をすべて委託すれば、受託者が任命する水道技術管理者が業務を行うこととなり、委託者が水道技術管理者を置く必要はなくなります。
- ※ なお、上記業務の委託であっても、責任が委託者側に残る場合は届出はいりません。
- ※ また、上記の★以外の業務の全部を委託する場合に限り、受託者から登録検査機関への水質検査の委託が可能となります。（その場合以外は、設置者の義務として残ります。）

- 委託の検討に際しては、国土交通省水管理・国土保全局作成の「第三者委託の手引き」を参考してください。なお、水道施設の運転管理が技術的に困難となりつつある場合は、担当課とも相談して、信頼できる第三者への業務委託を検討してください。

- 委託に際しては、次の事項を明記した契約書を作成しなければなりません。

契約書に記載すべき事項
委託に係る業務内容（委託の範囲）
委託契約の期間及びその解除に関すること
委託業務の実施体制に関すること

- 届出書には次の事項を記載（又は関係資料を添付）しなければなりません。

※ 組合又は法人にあっては、代表者の氏名。

届出書に記載すべき事項
専用水道設置者の氏名 ※
業務受託者の住所及び氏名 ※
受託水道技術管理者の氏名
受託業務の範囲
契約期間

## 23 専用水道の休廃止

- 専用水道を（再開を前提に一時）休止する場合は、休止の期間及び理由を企業局（担当課）に連絡してください。

なお、施設休止の間は水道業務が発生しないことから、水道技術管理者は空席でも構いません。

- 専用水道は、次のような事態が生じれば専用水道でなくなることから、担当課に連絡して廃止届を提出してください。

- ① 給水人口が100人以下に減少し、早期回復の見込みがない。
- ② 施設の縮小により、生活の用に供する水量が20m<sup>3</sup>/日以下となる。
- ③ 水道局の管路と接続し、居住者が個々に水道料金を支払う形に移行する。
- ④ 施設が閉鎖される。

- 上記①②の場合は、専用水道廃止後の水道施設の管理方法を記述してください。

例）県市町の行政指導に従い、塩素消毒及び水質の定期検査を行う。

また、②の場合は、水量算定に係る資料を届出書に添付してください。

- 廃止届が受理された後は、専用水道設置者の水道法上の義務及び罰則の適用はなくなります。ただし、施設及び水質基準は引き続き適用され、水道に起因する問題が発生した場合は、民事上の管理責任を問われることがあります。

## 用語の解説

### 給水人口 (きゅうすい じんこう)

- ・水道により水の供給を受ける人の数です。
- ・専用水道の場合は、施設内に居住する人（住人、従業員）又は長期滞在者（老人入所者等）の数を指し、病院の入院者、通勤・通学者、観光客、入場者などは含まれないため、給水人口が0人の専用水道もあります。

### 給水装置 (きゅうすい そうち)

- ・居住者（利用者）に水を供給するため、水道の配水管に容易に取り外せない形で直結される器具（ガス給湯器、自動湯張り風呂釜、蛇口など）及び給水管のことです。
- ・専用水道の場合、給水装置の構造及び材質、工事業者に係る制約はありませんが、給水の安全性の観点からは、水道局が指定する業者に然るべき製品の設置を依頼することが望ましいと言えます。

### 給水停止 (きゅうすい ていし)

- ・専用水道の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあると知った時は、直ちに給水を止めなければならないとされています。
- ・また、施設や水質に異常があるにも関わらず、専用水道の設置者が改善指示に従わない場合には、利用者保護の観点から水道監視員が給水の停止を命じることがあります。

### クリプトスピロジウム

- ・水道水を介して大規模な集団感染を引き起こす病原微生物の一つで、塩素耐性が強く、水道水の消毒程度では不活性できないのが特徴です。
- ・ウシ、ブタ、イヌなど広範囲の哺乳類を宿主とし、ヒトの腸管に感染して腹痛、下痢などの症状を引き起こします。宿主の体外では「オーシスト」という円形の被囊を形成します。
- ・国の対策指針には、汚染のおそれがある水についての対策が、汚染のおそれのレベル毎に明記されています（下表）。
- ・類似の特徴を持つ生物にジアルジアがあり、「クリプトスピロジウム等」と表記する場合は、この2つを指します。

原水の汚染のおそれのレベル	レベルの説明	クリプト等の検査	恒久的な対策
レベル4	表流水源で指標菌を検出	<対策前> 指標菌：1ヶ月に1回以上 クリプト等：3ヶ月に1回以上 <対策後> 適切な頻度で、指標菌、クリプト等の検査を行う。	ろ過施設又は、ろ過施設及び紫外線処理施設の設置 代替水源の確保
レベル3	表流水以外の水源で指標菌を検出	<対策前> 指標菌：1ヶ月に1回以上 クリプト等：3ヶ月に1回以上 <対策後> 適切な頻度で、指標菌、クリプト等の検査を行う。	ろ過施設又は紫外線照射施設の設置、代替水源の確保
レベル2	深井戸以外の水源で指標菌不検出	指標菌：3ヶ月に1回以上	(対策の必要なし)
レベル1	深井戸で指標菌不検出	年1回の水質検査 被圧地下水以外の水(深井戸)	(対策の必要なし)

## 計画給水量（けいかく きゅうすいりょう）

- 施設設計の基本となる水量で、各用途における水量（一人一日平均給水量の原単位を基に算出）を積算したものです。
- 確認申請の際には「一日当たりの最大使用水量」として記載していただきます。
- 生活の用（下表）に供する一日最大給水量が 20 m<sup>3</sup>を超える自家用水道は、給水人口の大小に関わらず専用水道となります。

「生活の用」に該当	”に該当しない用途
飲用、炊事、入浴、洗顔、トイレ、清掃 等	散水、防火、空調、プール、事業目的の使用（公衆浴場、食品製造など） 等

## 嫌気性芽胞菌（けんきせい がほうきん）

- 空気の乏しい状況で生育できる細菌の一種で、保存性のある微生物の良いトレーサーとなることから、クリプトスボリジウムやジアルジアの指標菌として使われます。
- 大腸菌と同様、糞便中に存在しますが、環境中からも検出されます。

## 残留塩素（ざんりゆう えんそ）

- 水中に、消毒効果を持つ状態で存在する塩素のことで、次亜塩素酸及びそのイオンの形で存在するものを「遊離残留塩素」、窒素化合物（アンモニアなど）との結合体として存在するものを「結合残留塩素」と呼んで区別します。

## 自家用水道（じかよう すいどう）

- 水道を設置した者が、自らの用に供する水道です。
- 自家用水道の例としては、寄宿舎、社宅、療養所、宿泊所、学校、養老施設、工場・事業所、レジャー施設などがあります。

## 施設基準（しせつ きじゅん）

- 「水道施設の技術的基準を定める省令」の略で、水道施設の配列、構造、材質、性能、水道用の資機材及び薬品などに関する条件を定めたものです。
- 確認申請書の審査の根拠となる基準であるため、各施設がこの基準に適合しているか検証しながら関係資料を作成してください。

## 指標菌（しひょう きん）

- 微生物の存否を知るために利用する細菌で、水道においては、水の一般的な汚染を知るために一般細菌が、糞便汚染を知るために大腸菌（群）が用いられる。
- クリプトスボリジウム等の存在のおそれの判断には、大腸菌と嫌気性芽胞菌が用いられ、これらのいずれかが検出された場合は「汚染のおそれのある水源」として対策を講じることとなります。

## 浄水受水専用水道（じょうすい じゅすい せんようすいどう）

- 水道局から供給された水を貯水槽に受けてから給水する専用水道のことです。
- 水道局の水質検査結果に基づき検査項目を相当程度削減できますが、その他の事項に関しては専用水道と同等の規制を受けます。

## 浄水方法 (じょうすい ほうほう)

- ・水を水質基準に適合した水道水に変え、安定して供給するための処理方法のことです。
- ・現在実用化されている主なものは下表のとおりで、この中から水源の水質、用地面積、運転経費等を勘案して最適なものを選定します。

方法	原理・操作等	水量	処理水の特徴、原水の要件
急速ろ過	薬品注入・攪拌後、砂層を高速で通して懸濁物を除く	◎大量の処理水が得られる	◎比較的汚い原水にも対応できる ○良好な水質が得られるが、かび臭や溶存物は除去できない。 ○クリプトスボリジウム等除去可 ▲使用する薬品量が多い。
緩速ろ過	広い浄水池を用い、砂層表面に発生する微生物層をゆっくり通して懸濁物を除く	▲浄水場面積の割に処理水量は少ない	◎一部溶存物の分解・除去も期待でき、良好な水質が得られる ○クリプトスボリジウム等除去可 ▲維持管理に熟練を要する ▲きれいな原水の処理に向いている
膜ろ過	微細な穴の開いた膜を通過させ、懸濁物を除く	○少ない浄水場面積で一定の処理水が得られる	◎維持管理が平易 ○良好な水質が得られるが、かび臭や溶存物は除去できない ○クリプトスボリジウム等除去可 ▲きれいな原水の処理に向いている
吸着	汚染物質(ヒ素、鉄、マンガン、臭気等)を吸着剤で除去する	処理水量は施設規模による	▲目的物質以外の除去効果がないため、他の浄水方法と併用されることが多い
消毒のみ	塩素剤を注入して滅菌する	処理水量に関係しない	▲殺菌以外の浄水効果なし ▲水質が極めて良好な原水にのみ有効
紫外線処理	一定強度以上の紫外線を照射する	処理水量は施設規模による	○クリプトスボリジウム等による汚染のおそれがある場合に、これを不活化させるために用いる手法

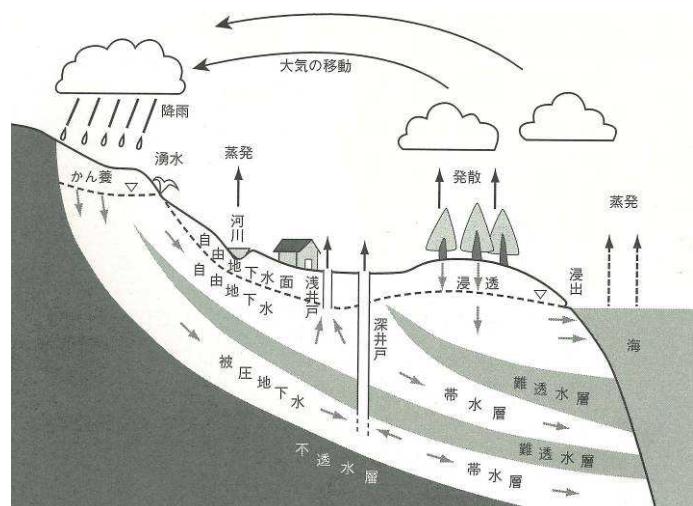
## 新規専用水道 (しんき せんようすいどう)

- ・平成 13 年の法改正で新たに規制対象となった、生活の用に供する一日最大給水量が 20 m<sup>3</sup>を超過する専用水道のことです。
- ・水道法上は、従前の専用水道と同等の規制を受けます。

## 水源 (すいげん)

- ・一般に水を取水する地点か、又はその形態を指します。後者は次の名称で区分されます。

  - ① 地表水 (ちひょうすい) … 河川、湖沼、ダムから取水するものです。
  - ② 伏流水 (ふくりゅうすい) … 河床下に埋設した管路から取水するものです。
  - ③ 地下水 (ちかすい)
    - … 井戸から取水するもので、取水深が難透水層より上のものを浅井戸、下のものを深井戸と呼んで区別します。
  - ④ 湧水 (ゆうすい)
    - … 岩盤や池底などからの湧き水を取水するものです。
  - ⑤ 受水 (じゅすい)
    - … 企業局から給水を受けるものです。



## 水質基準 (すいしつ きじゅん)

- ・「水道水質の基準を定める省令」の略で、水道水の供給に当たり、使用時の安全衛生を確保する観点から、水道水中に含まれる細菌や有害物質の濃度の上限を定めたものです。
- ・現在は 51 項目（水質基準 52 項目（※注：R8.4.1 より））が定められ、専用水道においても、供給する水が要件に適合するかどうかを検査することとされています。
- ※注…R8.4.1 よりペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の追加
- ・水質基準の超過が判明した場合、設置者は、直ちに給水を停止し、関係者に飲用を控えるよう連絡するなど健康被害の防止に努めなければなりません。

項目名	基準値	項目名	基準値
1 一般細菌	100 個/ml 以下	27 総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下
2 大腸菌	検出されないと	28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	30 ブロモホルム	0.09 mg/L 以下
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	35 銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下
10 シン化物イオン及び塩化シン	0.01 mg/L 以下	36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	38 塩化物イオン	200 mg/L 以下
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
14 四塩化炭素	0.002 mg/以下	40 蒸発残留物	500 mg/L 以下
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
16 シス及びトランス-1,2-ジクロエチレン	0.04 mg/L 以下	42 ジエオスミン	0.00001 mg/L 以下
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	45 フェノール類	0.005 mg/L 以下
20 ベンゼン	0.01 mg/L 以下	46 有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L 以下
21 塩素酸	0.6 mg/L 以下	47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	48 味	異常でないこと
23 クロロホルム	0.06 mg/L 以下	49 臭気	異常でないこと
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	50 色度	5 度以下
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	51 濁度	2 度以下
26 臭素酸	0.01 mg/L 以下		

## 水質検査計画 (すいしつ けんさ けいかく)

- ・定期検査の実施予定（どの項目を何回）や臨時検査の手法等を定めた計画で、専用水道設置者は当該年度の初め迄に策定しなければなりません。

## 水道施設 (すいどう しせつ)

- ・水道を構成する水源、導水施設、浄水施設、送配水施設、給水タンク及びこれらを連絡する管路を言います。
- ・専用水道の設置者が管理するのであれば、水源や設備は他者の所有物（借り物）であっても構いません。

## 水道法 (すいどう ほう)

- ・「清浄」「豊富」「低廉」な水の供給を通じ、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的とする法律で、専用水道もこの法律の中で定義されています。
- ・また、専用水道の設置者や自治体の水道局に適用される法規制についても同様に記載されています。

## 大腸菌 (だいちょう きん)

- 人及び温血動物の体内に特異的に生息する菌種であり、糞便由来を強く示すことからクリプトスパリジウム等の指標菌として用いられます。
- 一般に毒性はありませんが、0-157 のように病原性を示すものもあります。

## 担当課 (たんとうか)

- 専用水道を管轄する飯塚市企業局の担当部署である上水道課のことです。
- 担当課には専用水道の担当職員がおり、立入検査などを通じて法令順守の状況を確認し事故情報の把握する傍ら、施設管理に関する相談にも応じています。また、水道関係の通知や各種調査もここから皆様に送られます。

### 担当課

飯塚市企業局

上水道課

水質係

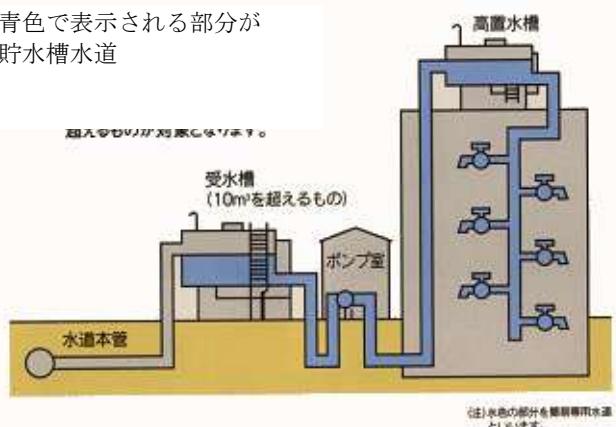
## 貯水槽 (ちょすいそう)

- 浄水処理をした水を居住者（利用者）に供給するために貯留しておく水槽です。
- 水道からすべての水の供給を受ける場合であっても、給水人口が100人超又は計画給水量が20m<sup>3</sup>超のもののうち、接地又は地中部分の水槽の有効容量の合計が100m<sup>3</sup>を超えるものは専用水道となります。

## 貯水槽水道 (ちょすいそう すいどう)

- 水道からすべての水の供給を受ける専用水道以外の水道のうち、水を一旦水槽に受けた居住者（利用者）に供給するもので、ビル、マンション等に多く見られる形態です。
- 水道管から分岐後の水槽、送水管、加圧ポンプ、高置水槽、給水管を言います。
- 水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>を超えるものは、簡易専用水道として水道法の規制を受け、そうでないものは小規模貯水槽水道と呼ばれます。

青色で表示される部分が  
貯水槽水道



## 直圧式 (ちょくあつしき)

- 水道管内の圧力をを利用して給水する方式で、貯水槽式と異なる方法です。
- 浄水受水の専用水道が、貯水槽をなくして水道管から直圧給水するようになれば、その時点で専用水道ではなくなります。
- 井戸水と浄水を併用する場合、両者の配管を直結することは水道法で禁止されています。  
(井戸水の汚染が水道水に及ぶため。消毒後の井戸水を貯水槽内で混合することは可能。)

## 登録検査機関 (とうろく けんさきかん)

- 水道水の検査は、国の登録を受けた検査機関に委託して行うこととされています。

## 罰則 (ばっそく)

- 水道法に定める罰則は、水道施設を損壊又は操作して水の供給を妨げた者や、水道法の義務を履行せず行政指導（処分）にも従わないなど悪質な者に対して適用されます。
- このうち、専用水道に關係するものは下表のとおりです。

内容	罰則
水道技術管理者の設置義務違反	
受託能力のない者への業務管理委託	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
(水道管理業務受託者における) 受託水道業務技術管理者の設置義務違反	
給水開始前の水質検査及び施設検査の不履行	
水質検査に関する違反	
健康診断に関する違反	100万円以下の罰金
衛生上の措置に関する違反	
確認を受けない専用水道布設工事の着手	
業務委託の届出に係る違反	
報告の拒否、虚偽の報告、立入の妨害・忌避	30万円以下の罰金

### 未確認専用水道（みかくにんせんようすいどう）

- 集合住宅などで、居住人口がある時期に百人を超える、専用水道の要件に合致したものと便宜的にこう呼びます。
- 布設工事を伴わないため確認申請は必要ありませんが、施設の現況を把握するため担当課から届出を指導されることがあります。
- 水道法上は、専用水道と同等の規制を受けます。

### 有効容量（ゆうこうようりょう）

- 貯水槽の総容量のうち、利用可能な水を貯留する部分の容積で、貯水槽の見かけの容量とは異なります（右図）。

